

秋田県警察本部訓令第4号

秋田県警察機動警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

平成31年2月18日

秋田県警察本部長 警視長 鈴木 達也

秋田県警察機動警察隊の運営に関する訓令

秋田県警察機動警察隊の運営に関する訓令(平成16年秋田県警察本部訓令第4号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、秋田県警察機動警察隊(以下「機動警察隊」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 機動警察隊は、警ら用無線自動車による機動警ら活動及び捜査用車両による機動遊撃活動を通じ、県民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務とする。

(組織)

第3条 機動警察隊長は、生活安全部地域課(以下「地域課」という。)の次長の職にある者をもって充てるものとする。

2 機動警察隊長(以下「隊長」という。)を補佐するため、副隊長を置くものとする。副隊長は、地域課の課長補佐の職にある者をもって充てるものとする。

3 生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)は、機動警察隊を編制するに当たっては、秋田県警察鉄道警察隊と兼務を命ずることができる。

(活動区域)

第4条 機動警察隊の活動区域は秋田市内を中心とした県内全域とする。

(活動)

第5条 機動警察隊員(以下「隊員」という。)は、隊長の指揮を受け、地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第5号)第24条第2項に定める活動に従事するほか、捜査用車両による機動遊撃活動等特に命ぜられた警察活動を行う。

(連絡協調)

第6条 隊長は、第2条の任務を効果的に推進するため、他の警察部門及び警察署と緊密に連携させ、その組織的機能を十分に発揮させるよう努めなければならない。

(応援要請等)

第7条 地域課長は、第2条の任務の遂行に当たり必要があるときは、警察本部長(以下「本部長」という。)に他の所属職員の応援を要請することができる。

2 所属長は、必要があるときは、地域課長を経て本部長に隊員の応援を要請することができる。

3 前2項に規定する応援要請は、緊急の場合を除き応援要請書により行うものとする。

4 前2項により派遣された隊員は、原則として応援先の所属長の指揮を受けるものとする。

(勤務計画)

第8条 地域課長は、機動警察隊の運営を計画的かつ効率的に行うため、翌月の活動重

点及び勤務計画を策定するものとする。

(勤務変更)

第9条 地域課長は、事件事故の処理等特別の理由がある場合は、隊員の勤務変更をすることができる。

(日誌)

第10条 機動警察隊に、活動日誌を備え付け、毎日の活動状況を記録しておくものとする。

(事件事故等の処理及び引継ぎ)

第11条 機動警察隊は、事件事故等の処理に当たっては、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行った後、隊長を経由して地域課長に報告し、その指揮を受けて関係警察署長に引き継ぐものとする。

2 地域課長は、事件・事故等の引継ぎに当たり、前項により難い特別な事情があるときは、その都度、関係署長と協議するものとする。

(教養訓練)

第12条 地域課長及び隊長は、隊員に対し、職務執行に必要な知識・技能の向上を図るため、教養訓練を行うものとする。

(報告)

第13条 隊員は、勤務日ごとの活動状況について地域課長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。